

## 日本維新の会 総務会規則

### (目的)

第1条 本規則は、党規約第11条第5項の規定に基づき、総務会の組織及び運営等に関し必要な事項について定める。

### (総務会)

第2条 総務会は、総務会長（以下「会長」という。）並びに党規約第11条第4項の規定により選任された総務会長代行及び総務会委員（以下「委員等」という。）により構成する。なお、委員等の総数は総務会で定めるものとする。

2 総務会は会長が主宰する。

3 総務会は、党の組織活動（党員の管理等に関する業務に限る。）、広報宣伝活動及び交流活動等の総務に関する方針を決定する。

4 総務会は、会長を含む委員等の2分の1以上の出席により成立する。

5 総務会の議事は、出席者の過半数の意見をもって決する。

6 第4項の規定にかかわらず、総務会は、回議により行うことができる。

7 前項に規定する回議による総務会は、会長並びにすべての委員等に回議した時点で成立したものとみなす。

8 会長は、総務会の運営に必要な役職を定め、委員等の中から指名する事ができる。

### (総務会長執行機関)

第3条 会長は党規約第21条の全国維新連絡会を統括するほか、次の機関を統括する。委員等は会長の補佐を行う。

一 広報局

二 財務局

2 会長は、必要と判断する場合、前項に定めるもののほか、総務の執行に必要な機関及びその長を置くことができる。

### (広報局)

第4条 広報局は、党の広報・宣伝活動を統括する。

2 広報局に広報局長を置き、会長が選任する。

3 広報局長の任期は、会長の任期に従うものとする。

4 広報局長は、広報局次長の他、必要とされる役職並びに局員の選任、指名をすることができる。

### (財務局)

第5条 財務局は、党の財務・経理を統括する。

2 財務局に財務局長を置き、会長が選任する。

3 財務局長の任期は、会長の任期に従うものとする。

4 財務局長は、財務局次長の他、必要とされる役職並びに局員の選任、指名をすることができる。

第6条 本会の組織及び運営等に関する事項で本規則に記載がない事項は、党規約において委任を受けた事項に限り、会長がその決定を行う。

### 附則【平成28年2月20日制定】

この規則は、決定と同時に施行する。

**附則【平成 28 年 8 月 23 日改正】**

この規則は、本党の名称変更に関する議案に係る党大会決定と同時に施行する。

**附則【平成 29 年 3 月 25 日改正】**

この規則は、平成 29 年 3 月 25 日開催の党大会において改正予定の党規約の施行と同時に施行する。

**附則【令和 4 年 3 月 27 日改正】**

この規則は、令和 4 年 3 月 27 日開催の党大会において改正予定の党規約の施行と同時に施行する。

**附則【令和 4 年 9 月 9 日改正】**

この規則は、決定と同時に施行する。